

「岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する事務取扱要綱」第3条第1項に基づく審査基準

○審査基準1（法第40条第1号関係）

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

- (1) 支援業務を行う区域が定められていること。
- (2) 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。
- (3) 支援業務を行うにあたり岐阜県居住支援協議会又は市町村が設立した居住支援協議会等と連携体制が整っていること。
 - ・地方公共団体又は居住支援協議会から要配慮者の相談先として紹介されるなどの連携体制、手法
 - ・支援業務を行う区域内にある関連団体と連携した活動体制、手法
- (4) 債務保証業務は家賃債務保証業者登録(平成29年国土交通省告示第898号)の登録を受けた者が行うこととなっていること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の居住支援の実施に関する法令等を遵守させるために必要な措置が講じられていること。
- (6) 支援業務を行うにあたっての組織体制(担当係)、人員体制が備えられていること。
- (7) 申請法人の活動が県及び活動対象市町村の行っている諸施策に反していないこと。

なお、上記(3)及び(7)の審査では、事務取扱要綱第4条に基づき協議会加入団体から提出された意見を斟酌する。

○審査基準2（法第40条第2号関係）

支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

<経理的要件>

- (1) 支援業務に必要な自主財源を有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。

<技術的要件>

- (1) 指定を受けた後に行う支援業務について、過去(申請年度の過去5年以内)に行っている実績があること。
- (2) 実務経験を有する職員が実際の支援業務に関与していること。

実務経験がない職員が関与する場合は、事前に相当程度の研修を受けさせた職員が1名以上いること。

なお、技術的要件の審査では、事務取扱要綱第4条に基づき協議会加入団体から提出された意見を斟酌する。

○審査基準3（法第40条第3号関係）

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(1)法第40条に基づく指定を受けようとする者が、以下に該当する場合は、指定を行わない。(⑩については、法第42条第1項の業務を行なおうとする場合のみ)

- ①法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)(以下「法人等の役員等」という。))が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。))
- ②法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。
- ③法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ④法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑤暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑥法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である。
- ⑦法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑧法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む)
- ⑨法人等の役員等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。)
- ⑩法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。))が上記項目に該当する場合
- ⑪法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項の規定を除く。)に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)又は暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

○審査基準4（法第40条第4号関係）

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- （1）原則、他の業務を行う組織との分離がなされていること。
- （2）居住支援以外の業務で営利目的につながる事業が組織内にある場合（例：民間賃貸住宅を所有し、賃貸借している。介護サービス事業を行っている等）は、居住支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置いていること。
- （3）法第43条第1項に規定する債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及び関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

○審査基準5（法第40条第5号関係）

支援業務を公正かつ的確に行うことができるものであること。

- （1）法人の定款等において、法人が行う業務として、法第42条各号の居住支援事業が全て意思決定されていること。